

## 技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和8年2月27日

岡山県知事 伊原木 隆太

### 1 技術提案に付する事項

- (1) 事業名  
令和8年度新規就農等促進総合支援事業
- (2) 業務内容  
別紙業務委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約限度額  
3,574,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

- (1) 基本的要件
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
  - イ 事務所所在地が岡山県内にあること。
  - ウ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
  - エ 岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
  - オ 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に規定する指名除外を受けている者でないこと。
  - カ 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
  - キ 県税を完納していること。
- (2) 専門的知識等に関する要件  
以下に掲げる要件を全て満たすものとする。
  - ア 委託事業を的確に遂行するために人員が適正に配置されていること。
  - イ 委託事業に係る経費の支出について適正な処理を行うための体制が整備されていること。
  - ウ 関係機関との連携・協力体制が構築できる又は既に構築されていること。
  - エ 岡山県の農業に精通し、研修時に適切な指導を行える体制が整備されていること。
  - オ 令和7年度において、農業研修活動に係る取組に参画していた実績があること。

### 3 契約条項を示す場所

岡山県農林水産部農産課担い手育成班

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁7階

電話：(086)226-7420 / FAX：(086)224-1278

### 4 技術提案参加手続等

#### (1) 業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）及び様式等の配布

ア 配布期間 令和8年2月27日（金）から令和8年3月10日（火）までの午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く。）

イ 配布場所 上記3の場所と同じ

なお、岡山県農林水産部農産課ホームページからダウンロードできる。

#### (2) 仕様書に対する質問の受付及び回答

ア 受付期間 令和8年2月27日（金）から令和8年3月6日（金）までの午前9時から午後5時まで（閉庁日を除く）

イ 受付方法 仕様書等に対する質問・回答書（様式第1号）により持参又はファクシミリで送付すること。電話や来訪など口頭による質問は受け付けない。なお、ファクシミリによる場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受け取りの確認をすること。

ウ 宛 先 上記3と同じ。

エ 回答方法 本公告を掲載したホームページに回答する。ただし、本技術提案に直接関係ないもの、セキュリティ上明らかにすることが不適切なもの及び質問者固有のもの並びにその他回答すること若しくは前記の回答掲載方法が不適切と認められる質問に対しては、回答を行わないか、又は、回答方法を変更する場合がある。

オ その他 技術提案実施後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

#### (3) 技術提案の参加申出手続

この技術提案に参加を希望する者は、技術提案参加資格確認申請書（様式第2号）、技術提案書（様式第3号）及び添付書類を次のとおり提出しなければならない。

また、技術提案参加者は、提出した書類等に関し、岡山県農林水産部農産課から説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

ア 提出期限 ①技術提案参加資格確認申請書

令和8年3月10日（火）午後5時まで

②技術提案書、見積書及び法人に関する調査

令和8年3月17日（火）午後5時まで

イ 提出場所 上記3と同じ。

ウ 提出方法 持参又は郵便等にあつては書留郵便、配達記録郵便その他これに準じる方法によるものとする。なお、持参する場合は閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

エ 提出書類 ①技術提案参加資格確認申請書（様式第2号）

②技術提案書（様式第3号）

③令和8年度新規就農等促進総合支援事業実施計画書（様式第4号）

④見積書及び見積積算内訳（参考様式1）

⑤法人に関する調書（様式第5号）

⑥直近2期分の決算書（事業実績、収支報告等）

⑦登記事項証明書（法務局が発行する現在事項全部証明書）

⑧岡山県県民局長が発行する県税の完納証明書（県税の未納のないことの証明書）

※⑥～⑧については、写し（コピー）でも可。

※⑦～⑧については、証明年月日が技術提案参加資格確認申請書到達日前3か月以内のもの。

（4）技術提案参加資格要件の審査

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、上記2の資格について審査し、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。

この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

## 5 技術提案書の審査

（1）審査方法

岡山県農林水産部農産課において、別に定める選考要領により技術提案書等の内容を審査し、契約の相手方を選定する。

（2）審査結果の通知方法

審査後、速やかに書面により通知する。

## 6 その他

（1）契約書の作成の要否

要

（2）契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

（3）契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書（以下「誓約書」という。）を提出しなければならない。この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなす。

（4）応募及び審査に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

（5）提出された書類は返却しない。

（6）本事業の実施業者の決定及び契約締結は、2月定例県議会での令和8年度予算に係る議決がされなければ行わない。（契約締結時期 令和8年4月1日）